

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年3月29日(2018.3.29)

【公表番号】特表2017-515137(P2017-515137A)

【公表日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2017-021

【出願番号】特願2016-552586(P2016-552586)

【国際特許分類】

G 0 9 F	9/302	(2006.01)
G 0 2 F	1/13357	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
H 0 5 B	33/12	(2006.01)
H 0 5 B	33/24	(2006.01)
H 0 5 B	33/02	(2006.01)
G 0 2 B	5/20	(2006.01)
G 0 2 B	5/00	(2006.01)
G 0 2 B	3/00	(2006.01)
G 0 9 F	9/00	(2006.01)

【F I】

G 0 9 F	9/302	C
G 0 2 F	1/13357	
H 0 5 B	33/14	A
H 0 5 B	33/12	B
H 0 5 B	33/24	
H 0 5 B	33/02	
H 0 5 B	33/12	E
G 0 2 B	5/20	
G 0 2 B	5/00	B
G 0 2 B	3/00	A
G 0 9 F	9/00	3 6 6 G
G 0 9 F	9/00	3 3 6 E
G 0 9 F	9/00	3 3 7 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月16日(2018.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

照明装置と、

非発光領域と発光領域とからなる表示面と、

を備える、表示装置であって、

前記表示面における、前記発光領域の合計表面積は、前記表示面の表面積の30%未満であり、

-隣接する前記発光領域の重心の間隔は、190μmよりも小さく、

-前記表示面における前記発光領域の直径は、25μm未満であり、

- それぞれの前記発光領域は、イメージの異なる画素を形成し、
- 前記表示装置は、さらに、前記表示面における、前記照明装置と、前記発光領域との間に配置された、光学ビーム整形装置を含み、
 それぞれの前記光学ビーム整形装置は、異なる前記発光領域に割り当てられ、前記照明装置から前記発光領域に導かれる、
 表示装置(1)。

【請求項2】

隣接する照明領域(12)の重心は、最大で80μmの間隔を隔てて位置する、請求項1に記載の表示装置(1)。

【請求項3】

前記表示面における、それぞれの発光領域の直径は、10μm未満である、請求項1または請求項2に記載の表示装置(1)。

【請求項4】

非照明領域(9)の大半は50%未満の拡散反射の反射率を有する、請求項1から請求項3のいずれかに記載の表示装置(1)。

【請求項5】

非照明領域(9)の大半は50%未満の鏡面反射の反射率を有する、請求項1から請求項4のいずれかに記載の表示装置(1)。

【請求項6】

非照明領域(9)の大半は反射防止膜によって被膜されている、請求項1から請求項5のいずれかに記載の表示装置(1)。

【請求項7】

非照明領域(9)の大半は暗色を有するか黒である、請求項1から請求項6のいずれかに記載の表示装置(1)。

【請求項8】

非照明領域(9)の大半は0.2μmから1.0μmの範囲の平均粗さ指数を有する、請求項1から請求項7のいずれかに記載の表示装置(1)。

【請求項9】

前記表示装置(1)は電子補償装置を有し、それによって周囲の明るさに応じて黒画像画素の表現を適合させるように照明領域(12)の最小輝度を自動設定することができる請求項1から請求項8のいずれかに記載の表示装置(1)。

【請求項10】

複数の光源が配置された基板を有する照明装置を備え、
 照明領域のそれぞれは、前記複数の光源の1つで照らされる、
 請求項1から請求項9のいずれかに記載の表示装置(1)。

【請求項11】

表示領域(2)の非照明領域(9)は、照明領域(12)間の充填材料の領域によって形成される、請求項1から請求項10のいずれかに記載の表示装置(1)。

【請求項12】

それぞれの前記光源(21)は、電子ビームを放射することにより発光材料層が能動的に光るように設定された電子エミッタを構成し、または、各光源はUV光線を放射することにより前記発光材料層が能動的に光るように設定されたUVエミッタを有する、請求項10に記載の表示装置(1)。

【請求項13】

前記光源のそれぞれは、表示領域のそれぞれの照明領域の表面領域よりも大きな照明表面領域を有する、請求項10に記載の表示装置(1)。

【請求項14】

前記光学ビーム整形装置(30)のそれぞれは光学コリメータ(34)を有する、請求項1から請求項13のいずれかに記載の表示装置(1)。

【請求項15】

前記光学ビーム整形装置（30）のそれぞれは光学集光器（31）を有する、請求項1から請求項14のいずれかに記載の表示装置（1）。

【請求項16】

前記それぞれの光学ビーム整形装置（30）は少なくとも1つの曲面状または段状の反射表面を有する、請求項1から請求項15のいずれかに記載の表示装置（1）。